

平成 19 年 1 月

長官官房政策評価官

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律に基づく損失補償額の決定等に関する訓令について

1 趣旨

防衛庁の省移行に伴い、これまで内閣府訓令で規定していた日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律に基づく損失補償額の決定等について、新たに防衛庁訓令を制定するものである。

2 概要

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和 27 年法律第 243 号）第 3 条第 3 項に基づく損失補償額の決定等について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則（昭和 27 年総理府令第 41 号）第 4 条の規定により防衛施設庁長官が行う場合の具体的な事務を定める。

3 施行期日

平成 19 年 1 月 9 日